

令和3年度高齢者施設等の避難確保に関する検討会(フォローアップ会議)第2回 議事要旨

日時: 令和4年2月24日(月) 13:00~15:00

会場: 中央合同庁舎3号館1階 国土交通省水管理・国土保全局 A 会議室

<手引き(改定案)に関する委員からの主な意見>

～第3章～

- 事前休業を躊躇なく実施することが重要とあるが、在宅にて被災する可能性もある。高齢者や障害者等の命を守るためには、施設だけでなく、在宅を含めたリスクを考慮して避難を考える必要がある。(P19)
- 通所型の施設等で事前休業する場合は、市町村に連絡する仕組みとするのが良い。(P19)
- 在宅の高齢者等の避難については、市町村で個別避難計画の対応をすることとなる。(P19)

～第4章～

- 「図 10 避難先選定の考え方」の最初のフロー図(確認①の部分)に高潮がないため、災害リスクの把握において高潮は関係ないと施設が考えてしまう可能性がある。(P23)
- 施設利用者の不安感の軽減を図る等の観点から避難先を選定する必要があるとあるが、不安感の軽減を図ることができる避難先の選定は難しい。不安感を軽減することができるのは、避難する際に施設職員が利用者に寄り添うなど避難誘導や避難後のケアではないか。(P24-25)
- 避難先の選定にあたって、体調管理等のためには、避難先に電源や温熱などの環境が整っていることが必要である。(P24-25)
- 障害者の避難について、「認知症の高齢者」を追記し、整理した方が良い。(P24-25)
- 「立退き避難と屋内安全確保では、避難に要する時間と避難開始のタイミングが異なるので留意が必要」とあるが、「避難に要する時間が異なるため、避難開始のタイミングに留意が必要」の方が良い。(P26)

～第5章～

- 非常用電源も重要であるが、避難した後に機器が利用できるように、携帯型の自家発電も用意しておくことが必要である。(P30)

～全体を通して～

- 自然災害としては火山災害や地震災害等もあるのではないかと疑問を持つ方もいるので、全体の枠組みをどこかで説明しておく必要があるのではないかと。
- 避難確保計画の雛形を付属資料として添付しているが、施設が計画を作りやすくするため、解説などの説明を加えると良い。特に、班体制の用語については、丁寧な説明が必要である。また、タイムラインのひな型についても、これだけで施設がタイムラインを作成するのは難しいので、作成フロー図などを加えると良い。

- 手引きの分量が多いので、今後、簡易版を用意すると良い。また、手引きに用語集を加えると途中から読む場合の一助になる。さらに、自治体が施設向けの勉強会を行う場合に活用できる手引きの内容を簡単に説明するスライド資料があると良い。
- 避難確保計画の作成は、利用者だけでなく施設職員を守ることにつながる。施設職員が安全に参集できることがまず重要であるということを書いておくが良い。
- 実効性のある避難確保計画にするためには、訓練等により課題を抽出し改善していくことが必要であり、これを様式に反映するとよい。課題に対して誰がいつ対応していくのかを書くような雛形にすると良い。同様にこうした内容を手引きに盛り込むと良い。避難確保計画は、作った時が最善ではなく、常に教育と訓練を繰り返しながら改良していくことが必要である。
- 自治体だけで避難場所を用意するのが難しいこともある。まずは事業主が避難場所の用意について検討する必要がある。
- 同種の事業者間で避難先確保について連携していくことが重要である。少人数ごとの分散避難も考えないといけない。

～要配慮者利用施設における避難確保に関する e ラーニングテキスト(案)(資料 6)～

- ハザードマップの入手先について、説明を加える必要がある。
- 30 分程度で終わるとあるが、もう少し多くの時間を要すると思われる。
- 学習教材は、ビデオ形式の方がわかりやすいことがある。今後、動画バージョン等の研修教材も作成してほしい。
- ハザードマップに記載されていない災害もあるので、その旨を記載する必要がある。
- 班体制の用語は、避難するにあたってどのような班が必要なのか説明が必要である。
- e ラーニング教材の効果的な使用法について説明もあると良い。
- AAR による振り返りについて、簡単にできると書いた方が良い。5 分程度で振り返りができる。
- P28「避難訓練における留意点」で AAR が唐突的に出てきているので、説明が必要ではないか。また、挿絵についても矢印を入れてサイクルが分かるようにした方が良い。
- 福祉系の学生も学べる機会があると良い。
- 各施設で作成している避難確保計画を確認しましょう、という流れから入ると良い。
- 立退き避難、屋内安全確保の文言は分かりにくいので、補足の説明があった方が良い。
- 法律で避難確保計画の作成が義務付けられていることを説明しておくことが必要である。
- 今後は、初級編・中級編としてレベル化し、15 分程度の短いバージョンにすることが必要である。
- 理解度チェックは、最後にまとめて確認するのではなく、項目ごとに分けることが必要である。

※本議事要旨には欠席委員からの事前意見を含む